

# 連携協約書

山口市 宇部市

## 山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約

山口市及び宇部市（以下「両市」という。）は、連携中枢都市圏である山口県央連携都市圏域（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、両市が連携を図ることにより、人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 両市は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

### （連携する取組及び役割）

第3条 両市が相互に連携する取組及び当該取組における両市の役割は、別表に定めるとおりとする。

### （費用分担）

第4条 前条に規定する取組を実施するために要する費用の分担については、両市が協議して別に定める。

### （連絡会議）

第5条 両市の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

(連携協約の変更等)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、両市の協議によらなければならない。この場合において、両市は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、当該協議について議会の議決を経なければならない。

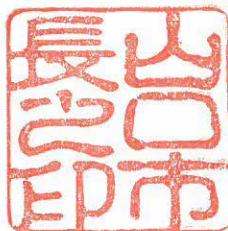
この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、両市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年3月30日

山口市亀山町2番1号

山口市

山口市長 渡辺純一



宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市

宇部市長

久保田和子



別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

取組	両市の役割
ア 経済戦略の策定及び推進	圏域内の各市町の経済団体等で構成する山口県央連携都市圏域ビジョン懇談会を開催し、圏域の経済戦略である山口県央連携都市圏域ビジョンの策定及び推進に取り組む。
イ 戰略産業の育成	中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進、産業人材の育成、企業誘致の推進など、戦略産業の育成に取り組む。
ウ 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	農林水産物の付加価値化、販路拡大など、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
エ 戰略的な観光施策の展開	観光資源の活用や創出、国内外の誘客促進など、戦略的な観光施策の展開に取り組む。

オ その他	交流人口の拡大や雇用の創出など、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	両市が相互に連携・協力して、取組を推進する。
-------	--	------------------------

## 2 高次の都市機能の集積・強化

取組	両市の役割
ア 高度な医療サービスの提供体制構築の支援	医療機関や県等との連携や情報共有を図り、高度な医療サービスの提供体制構築の支援などに取り組む。
イ 高度な中心拠点の整備・広域的な交通網の強化	高度な中心拠点の活用や機能強化、広域交通ネットワーク機能の強化など、高度な中心拠点の整備・広域的な交通網の強化に取り組む。
ウ 高等教育・研究開発の環境整備	学術研究拠点や文化芸術拠点等における人材の育成及び機能強化など、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。
エ その他	文化・芸術、テクノロジー、スポーツなど、圏域に

	おける高次の都市機能の集積・強化に係る施策に取り組む。	を推進する。
--	-----------------------------	--------

### 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

#### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

取組	両市の役割
ア 地域医療・福祉	関係者との連携のもと、地域医療、福祉サービスの充実に取り組む。
イ 教育・文化・スポーツ	文化・芸術やスポーツによる交流の促進など、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
ウ 地域振興	圏域の豊かな地域資源、イベントを活用した地域振興などに取り組む。
エ 災害対策	災害時等の相互支援、防災・減災施策の推進など、災害対策に取り組む。
オ 環境	循環型社会構築、環境の保全などに取り組む。
カ その他	圏域における生活機能の強化に取り組む。

		を推進する。
--	--	--------

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組		両市の役割
ア 地域公共交通	地域公共交通の利用促進、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。	両市が相互に連携・協力して、取組を推進する。
イ 圏域内外の住民との交流・移住促進	圏域内外における情報発信、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。	両市が相互に連携・協力して、取組を推進する。
ウ その他	圏域内の結びつきやネットワークの強化に取り組む。	両市が相互に連携・協力して、取組を推進する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組		両市の役割
ア 人材育成・圏域マネジメント能力の強化に係る連携	圏域内市町における人材育成や圏域マネジメント能力の強化に係る各種施策に取り組む。	両市が相互に連携・協力して、取組を推進する。

